



人 ————— 672

平成25年1月21日

秋田県特別職報酬等審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬久



知事等の退職手当に係る臨時的減額措置について（諮問）

このことについて、次のとおり諮問します。

諮問事項 知事及び副知事の退職手当に係る臨時的な減額措置の実施について

(1) 減額措置実施の理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に鑑み、知事及び副知事の現在の任期に係る退職手当について、一定の割合に相当する額を減じる特例措置を講じる必要がある。

(2) 減額措置の内容

- ① 条例本則による退職手当の額から、知事にあつては15%、副知事にあつては10%に相当する額を減じる。
- ② 減額の対象とする退職手当は、現に在職する知事及び副知事の現在の任期に係る退職手当とする。

区分	職	知 事	副 知 事
条例本則による退職手当の額		40,656,000円	20,088,000円
減額割合・減少額		△15% △6,098,400円	△10% △2,008,800円
減額後の退職手当の額		34,557,600円	18,079,200円